

三宅村乳幼児の医療費の助成に関する条例

平成5年12月22日

条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、**乳幼児を養育している者**に対し、乳幼児に係る医療費の一部を助成することにより、乳幼児の保健の向上と**健やかな育成**を図り、もって子育ての支援に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「乳幼児」とは、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において、「**乳幼児を養育している者**」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

(1) 乳幼児を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

(2) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない乳幼児を監護し、かつ、その生計を維持する者

3 前項第1号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である乳幼児を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該乳幼児は、当該父又は母のうちいずれか当該乳幼児の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

4 この条例にいう、「父」には、母が、乳幼児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、三宅村(以下「村」という。)の区域内に住所を有する乳幼児を養育している者であって、その者が養育する乳幼児の疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。)の規定により医療に関する給付が行われる者

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する乳幼児を養育している者は、対象としない。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者

(2) 規則で定める施設に入所している者

(3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は第6条の3第1項に規定する里親に委託されている者

(4) 心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年東京都条例第20号)により医療費の助成を受けることができる者

(5) ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(平成元年三宅村条例第50号)により医療費の助成を受けることができる者

(所得制限)

第4条 削除

(医療証の交付)

第5条 医療費の助成を受けようとする者は、養育する乳幼児について、三宅村長(以下「村長」という。)に申請し、規則で定めるところにより、この条例による**助成を受け**
る資格を証する医療証(別記様式)の交付を受けなければならない。

(助成の範囲)

第6条 村は、乳幼児の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額)を超える額を除く。)のうち、当該法令の規定によって乳幼児に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額(病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養(以下「入院時食事療養」という。)を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る標準負担額に相当する額(以下「標準負担額相当額」という。)を除く。)を助成する。

2 前項の助成は、他の法令によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

(医療費の助成)

第7条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が、医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「病院等」という。)に対して、助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。

2 前項の規定にかかわらず、村長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(標準負担額相当額の支払方法)

第7条の2 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、入院時食事療養を受けた場合に限り、第6条第1項に規定する標準負担額相当額を、厚生労働省令の規定の例により病院又は診療所に支払うものとする。

(届出義務)

第8条 対象者は、第5条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに村長に届け出なければならない。

2 対象者は、現況について、規則で定めるところにより毎年、現況届を村長に提出しなければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 対象者は、この条例による医療費の助成を受ける権利を、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成費の返還)

第10条 村長は、偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第11条 第3条、第4条、第5条、第7条及び第8条に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成6年1月1日から施行する。

附 則(平成10年条例第40号)

1 この条例は、平成10年10月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第53号)

- 1 この条例は、平成12年10月1日から施行する。
- 2 改正後の条例の規定は、平成12年10月1日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成12年条例第64号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年条例第6号)

この条例は、平成13年10月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第12号)

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第10号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例第 4 条第 1 項の規定は、平成 31 年 10 月 1 日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、平成 31 年 9 月 30 日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成 30 年条例第 31 号)

この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

三宅村乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則

平成5年8月1日
規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、三宅村(以下「村」という。)乳幼児の医療費の助成に関する条例(平成5年三宅村条例第19号)の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(条例第3条第1項の規則に定める法令)

第3条 条例第3条第1項に規定する規則で定める法令は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (4) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (5) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

(条例第3条第2項第2号の規則で定める施設)

第4条 条例第3条第2項第2号に規定する規則で定める施設は、条例第6条に規定する乳幼児に係る国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設(通所により利用する施設を除き、かつ、当該施設に、児童福祉法その他の法令による措置によらずに入所している者(以下「利用契約入所者」という。)がいる場合は、条例第3条第2項第2号に規定する施設に入所している者から、当該利用契約入所者を除くものとする。)をいう。

(条例第4条第1項の規則で定める額)

第5条 条例第4条第1項に規定する規則で定める額は、次の額とする。

- (1) 扶養親族等及び乳幼児がないときは、622万円
- (2) 扶養親族等及び乳幼児があるときは、622万円に当該扶養親族等及び乳幼児一人につき38万円(当該扶養親族等が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。)又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族一人につき44万円)を加算した額

(条例第4条第1項に規定する所得の範囲)

第6条 条例第4条第1項に規定する所得の範囲は、前年の所得(1月から9月までの場合は前々年の所得とする。)のうち、地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第2項第1号に掲げる市町村民税(特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2

項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。)についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

(条例第4条第1項に規定する所得の額の計算方法)

第7条 条例第4条第1項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度(以下「当該年度」という。)分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第10項に規定する条約利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から8万円を控除した金額とする。

2 [次の各号](#)に該当する者については、[当該各号](#)に掲げる額を[前項](#)の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

- (1) 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第34条の2第1項第1号、第2号又は第4号に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、又は小規模企業共済等掛金控除額に相当する額
- (2) 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第34条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障害者一人につき、27万円(当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円)
- (3) 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除を受けた者については、27万円(当該控除を受けた者が同条第3項に規定する寡婦である場合には、35万円)
- (4) 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除を受けた者については、27万円

(条例第5条の医療証の交付申請)

第8条 条例第5条の規定による申請は、医療証交付申請書([第1号様式](#))に、[次の各号](#)に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 国民健康保険法又は社会保険各法による被保険者、若しくは被扶養者であることを証する書類
 - (2) 乳幼児を養育していることを明らかにすることができる書類
 - (3) [対象者及び配偶者の前年及び前々年の所得の状況を証する書類](#)
- 2 [前項](#)の規定にかかわらず、児童手当法による児童手当の支給を受けている者が、児童手当認定通知書又は児童手当支払決定通知書を提示するときは、[前項第2号](#)及び[第3号](#)の書類の添付を省略することができる。
- 3 村長は、条例第5条の規定により申請があった場合において、条例第3条に規定する対象者と決定したときは、医療証([第2号様式](#))を交付し、また、同条に規定する対象者でないとして決定したときは、医療証交付申請却下決定通知書([第3号様式](#))により通知する。

(医療証の有効期限)

第9条 医療証の有効期限は、毎年9月30日までとし、10月1日に更新する。

(医療証の返還)

第10条 対象者は、その資格を喪失したときは、速やかに医療証を村長に返還しなければならない。

(医療証の再交付)

第11条 対象者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、医療証再交付申請書(第4号様式)により村長に医療証の再交付を申請することができる。

- 2 医療証を破り、又は汚したときの前項の申請は、その医療証を添えなければならない。
- 3 対象者は、医療証の再交付を受けた後において、失った医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を村長に返還しなければならない。

(条例第7条の助成の方法の特例)

第12条 条例第7条第2項に規定する特別の理由とは、次の各号の一に該当する場合をいう。

- (1) 国民健康保険法又は社会保険各法により乳幼児に係る療養費又は療養費に相当する家族療養費が支給されたとき
 - (2) 前号に定める場合のほか、村長が特別に認めたとき
- 2 条例第7条第2項に規定する方法により医療費の助成を受けようとする対象者は、医療助成費支給申請書(第5号様式)により村長に申請しなければならない。
- 3 前項の申請には、第1項の療養費又は家族療養費の支給を証する書類を添付しなければならない。ただし、村が国民健康保険法による保険者として乳幼児に係る療養費を支給する場合における申請については、この限りでない。

(条例第8条の規定で定める届出)

第13条 条例第8条第1項に規定する規則で定める届出は、申請事項変更(消滅)届(第6号様式)に医療証を添えて行わなければならない。

- 2 条例第8条第2項に規定する届出は、現況届(第7号様式)及び対象者の前年の所得を証する書類を添えて行わなければならない。ただし、児童手当受給者が児童手当認定通知書又は児童手当支払通知書を提示するときは、書類の添付を省略することができる。

(受給資格消滅の通知)

第14条 村長は、対象者が条例第3条に規定する資格要件に該当しなくなったと認めるときは、医療費助成受給資格消滅通知書(第8号様式)により、当該対象者であったものに通知する。ただし、対象者が死亡した場合は、この限りでない。

(添付書類の省略)

第 15 条 村長は、[この規則](#)により申請書又は変更届若しくは現況届に添付する書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

附 則

[この規則](#)は、平成 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年規則第 9 号)

- 1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 6 年 9 月以前の所得の額の計算方法については、なお従前の例による。

附 則(平成 7 年規則第 10 号)

- 1 この規則は、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において、現に乳幼児の医療費の助成に関する条例(以下「条例」という。)第 3 条に規定する対象者と決定されていた者(この規則の施行日以降、条例第 3 条第 2 項の規定により、受給資格が消滅した者を除く。)に関する条例第 4 条第 1 項に規定する規則で定める額の適用については、この規則の施行日の前日に同対象者が養育している乳幼児が 3 歳に達する日の属する月の末日までの間は、同規定中「327 万 8 千円」とあるのは「363 万円」とする。

附 則(平成 9 年規則第 5 号)

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年規則第 10 号)

この規則は、平成 10 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年規則第 20 号)

この規則は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年規則第 6 号)

この規則は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年規則第 8 号)

この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年規則第 13 号)

この規則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年規則第 13 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年規則第 11 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則第 5 条の規定及び様式第 1 号・第 7 号は、平成 31 年 10 月 1 日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、平成 31 年 9 月 30 日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

乳幼児医療費助成事業実施要綱

平成5年7月15日5福児母第350号

福祉局長決定

1 目的

乳幼児医療費助成事業は、乳幼児を養育している者に対し、乳幼児に係る医療費の一部を助成することにより、乳幼児の保健の向上と健やかな育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、市町村とする。

3 用語の定義

- (1) この要綱において「乳幼児」とは、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) この要綱において、「乳幼児を養育している者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 乳幼児を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母
 - イ 父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない乳幼児を監護し、かつ、その生計を維持する者
 - ウ アの場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である乳幼児を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該乳幼児は、当該父又は母のうちいずれか当該乳幼児の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
- (3) この要綱にいう、「父」には、母が、乳幼児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

4 対象者

- (1) 医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、各市町村の区域内に住所を有する乳幼児を養育している者であって、その者が養育する乳幼児の疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者又は健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)(以下「社会保険各法」という。)の規定により医療に関する給付が行われる者
- (2) (1)の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する乳幼児を養育している者は対象としない。
 - ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者
 - イ 国民健康保険法による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設(通所により利用する施設を除き、かつ当該施設に、児童福祉法その他の法令による措置によらずに入所してい

る者（以下「利用契約入所者」という。）がいる場合は、当該利用契約入所者を除くものとする。）に入所している者

ウ 児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者

5 所得の制限

(1) 4の規定にかかわらず、対象者の前年の所得（1月から9月までの場合は前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに対象者の扶養親族等でない乳幼児で対象者が前年の12月31日において生計を維持した者の有無及び数に応じて、次の各号に定める額以上であるときは、当該所得のあった翌年の10月1日から1年間は対象者としなない。

ア 扶養親族等及び乳幼児がないときは、622万円

イ 扶養親族等及び乳幼児があるときは、622万円に当該扶養親族等及び乳幼児1人につき38万円（当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき44万円）を加算した額

(2) (1)に規定する所得の範囲は、前年（1月から9月までの場合は前々年の所得とする）の所得のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

(3) (1)に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度（以下「当該年度」という。）分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税法等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第7項（同法第12条第7項及び第16条第4項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第9項（同法第12条第8項及び第16条第5項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から8万円を控除した金額とする。

(4) 次の各号に該当する者については、当該各号に定める額を(3)の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

ア 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第1号、第2号又は第4号に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、又は小規模企業共済等掛金控除額に相当する額

イ 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障害者1人につき27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円）

ウ 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除を受けた者については、27万円

エ 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第8の2号に規定する控除を受けた者については、35万円

オ 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除を受けた者については、27万円

6 医療証の交付

(1) 医療費の助成を受けようとする者は、養育する乳幼児について、市町村長に申請し、資格を証する医療証（別記様式）の交付を受けなければならない。

(2) (1)の規定による申請には、医療証交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

ア 国民健康保険法又は社会保険各法による被保険者、若しくは被扶養者であることを証する書類

イ 養育していることを明らかにすることができる書類

ウ 対象者及び配偶者の前年及び前々年の所得の状況を証する書類

(3) (2)の規定にかかわらず、児童手当法による児童手当の支給を受けている者が、児童手当認定通知書又は児童手当支払通知書を提示するときは、(2)のイ及びウの書類の添付を省略することができる。

(4) 市町村長は、(1)の規定により申請があった場合において、4に規定する対象者と決定したときは、医療証を交付し、また、4に規定する対象者でないとして決定したときは、医療証交付申請却下決定通知書により通知する。

(5) 医療証の有効期限は、毎年9月30日までとし、10月1日に更新する。

(6) 対象者は、その資格を喪失したときは、速やかに医療証を市町村長に返還しなければならない。

(7) 対象者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、市町村長に医療証の再交付を申請することができる。

7 助成の範囲

(1) 市町村は、乳幼児の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされて

いる場合においては、その算定方法によって算定された額)を超える額を除く。)のうち、当該法令の規定によって乳幼児に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額(病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養(以下「入院時食事療養」という。))を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額に相当する額(以下「食事療養標準負担額」という。)を除く。)を助成する。

(2) (1)の助成は、他の法令によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

8 医療費の助成

(1) 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が、医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「病院等」という。)に対して、助成する額を当該病院等に支払うことにより行う。

(2) (1)の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

ア 国民健康保険法又は社会保険各法により乳幼児に係る療養費又は療養費に相当する家族療養費が支給されたとき。

イ アに定める場合のほか、市町村長が特別に必要があると認めたとき。

(3) (2)に規定する方法により医療費の助成を受けようとする対象者は、医療助成費支給申請書により市町村長に申請しなければならない。

(4) (3)の申請には、(2)のアの療養費又は家族療養費の支給を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村が国民健康保険法による保険者として乳幼児に係る療養費を支給する場合における申請については、この限りでない。

9 標準負担額相当額の支払方法

8(1)に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、入院時食事療養を受けた場合に限り、7(1)に規定する食事療養標準負担額を、厚生労働省令の規定の例により病院又は診療所に支払うものとする。

10 届出義務

(1) 対象者は、6の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市町村長に届け出なければならない。

(2) 対象者は、現況について、毎年、現況届を市町村長に提出しなければならない。

11 受給資格消滅の通知

市町村長は、対象者が4に定める資格要件に該当しなくなったと認めたときは、医療費助成受給資格消滅通知書により、当該対象者であった者に通知する。ただし、対象者が死亡した場合は、この限りでない。

12 譲渡又は担保の禁止

対象者は、医療費の助成を受ける権利を、譲渡し、又は担保に供してはならない。

13 助成費の返還

市町村長は、偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けた者がいるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

14 東京都の補助

東京都は、別に定めるところにより、事業に要する費用の一部を補助することができる。

附 則

この要綱は、平成6年1月1日から施行する。

附 則（平成7年8月18日付 7福高医第420号 一部改正）

- 1 この要綱は、平成7年10月1日から施行する。
- 2 施行日の前日において、現に要綱4に規定する対象者と決定されていた者（施行日以降、要綱4の(2)の規定により受給資格が消滅した者を除く。）に関する要綱5の(1)アの規定の適用については、施行日の前日に同対象者が養育している乳幼児が3歳に達する日の属する月の末日までの間は、同規定中「327万8千円」とあるのは「360万円」とする。

附 則（平成8年8月26日付 8福高医第556号 一部改正）

この要綱は、平成8年10月1日から施行する。

附 則（平成9年12月19日付 9福子推第592号 一部改正）

この要綱は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（平成10年5月13日付 10福子推第96号 一部改正）

この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成10年6月30日付 10福子推第290号 一部改正）

この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成11年7月23日付 11福子推第302号 一部改正）

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成12年7月31日付 12福子推第161号 一部改正）

- 1 この要綱は、平成12年10月1日から施行する。ただし、改正後の要綱4(2)の規定は平成12年9月1日から施行する。

- 2 改正後の要綱の規定は、平成12年10月1日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。ただし、改正後の要綱4(2)の規定は平成12年9月1日から平成12年9月30日までに行われた療養に係る医療費の助成についても適用する。

附 則 (平成12年11月6日付 12子推第658号 一部改正)
この要綱は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成13年5月15日付 12福保助第100号 一部改正)
この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則 (平成13年6月1日付 13福保助第203号 一部改正)
この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則 (平成14年7月29日付 14福保助第339号 一部改正)
この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

- 附 則 (平成17年6月30日付 17福保保助第390号 一部改正)
- 1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。
 - 2 平成17年9月30日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

- 附 則 (平成18年9月26日付 18福保保助第609号 一部改正)
- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
 - 2 改正後の要綱5 所得の制限の規定は、平成18年10月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、平成18年9月30日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年2月27日付 18福保保助第924号 一部改正)
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年5月7日付 19福保保助第133号 一部改正)
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年8月24日付 19福保保助第407号 一部改正)
この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年1月27日付 20福保保助第614号 一部改正)
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年6月30日付 22福保保助第206号 一部改正)

この要綱は、平成22年6月30日から施行し、同年6月1日から適用する。

附 則（平成24年4月27日付 24福保保助第108号 一部改正）

- 1 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱5の規定は、平成24年10月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、平成24年9月30日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成28年12月9日付 28福保保助第566号 一部改正）

- 1 この要綱は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱5(3)の規定は、平成30年10月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、平成30年9月30日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成29年12月11日付 29福保保助第592号 一部改正）

- 1 この要綱は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 改正後の実施要綱5（1）の規定は、平成31年10月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、平成31年9月30日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成29年12月25日付 29福保保助第612号 一部改正）

- 1 この要綱は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 改正後の実施要綱5（1）イの規定は、平成31年10月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、平成31年9月30日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成30年6月25日付 30福保保助第337号 一部改正）

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。
- 2 改正後の実施要綱5（3）から（4）の規定は、平成30年10月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、平成30年9月30日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成30年11月13日付 30福保保助第789号 一部改正）

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の要綱別記様式による医療証で現に効力を有するものは、その有効期間に限り、改正後の別記様式による医療証とみなす。

附 則（令和2年12月15日付2福保保助第854号 一部改正）

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 改正後の実施要綱5（4）の規定は、令和3年10月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、令和3年9月30日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。